

【訪問看護の利用者対象】

赤ちゃんから高齢者、病状や障がいが軽くても重くても、訪問看護を必要とする新城市に在住の方が受けられます。

訪問看護は看護師がご自宅に伺います。

利用相談は、地域包括支援センター、ケアマネジャー、かかりつけの医師などにご相談下さい。

訪問看護ご利用の流れ



お問い合わせ

〒441-1363

新城市字東沖野20番地12

TEL (0536) 23-3031

FAX (0536) 23-3032

E-mail:houmonkango@city.shinshiro.lg.jp

営業時間：午前8時30分から午後5時15分まで

営業日：月曜日から金曜日

(国民の祝日、12月29日から1月3日を除く)

*ただし、緊急時には上記営業時間、営業日に関わらず、サービスを提供します。

MAP



住み慣れた自宅で、安心の療養生活

新城市

訪問看護ステーション

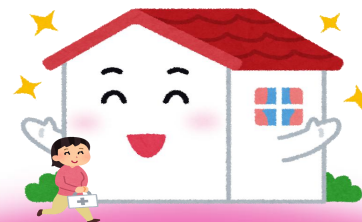


訪問看護ステーションの基本理念

「安心と納得の利用者本位の在宅看護を提供します」

☆こんな心配はありませんか？☆

- 1.退院後、どのように世話をしたらよいのかわからない。
- 2.管（尿・胃ろう・気管）が入っている
- 3.痰が多く、むせてしまうため、吸引が必要
- 4.在宅酸素療法が必要だが管理が不安
- 5.寝たきりで床ずれができやすい
- 6.排便のコントロールがうまくいかない
- 7.家で点滴をしたい
- 8.痛みのコントロールが必要
- 9.一人暮らし・日中家族が不在
- 10.家族の不安や負担が大きい
- 11.自宅で看取りたいが不安



訪問看護でできること

訪問看護とは、病気や障がいをもった人が住み慣れ地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師が生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し、自立への援助を促し療養生活を支援するサービスです。

訪問看護のサービス内容

病状観察

- 健康チェック（血圧、体温、呼吸、脈拍）
- 食事摂取量
- 水分摂取量
- 内服の確認
- 排泄状況
- 睡眠の状況



家族支援

- 介護方法の相談
- 健康管理の相談
- 日常生活の相談



日常生活ケア

- 入浴・シャワー浴介助
- 清拭・部分浴
- 更衣・整容
- 口腔ケア
- 排泄ケア
- 環境整備



日常生活動作

- 関節の運動とその他の運動療法
- 日常生活動作の訓練
- 各種機能訓練（言語、作業、呼吸、嚥下）



医療的処置・管理

- 床ずれの予防・処置
- 在宅酸素療法管理
- 吸引・吸入
- 与薬・注射
- ストーマ管理



その他

- 連携
- 看取り
-

